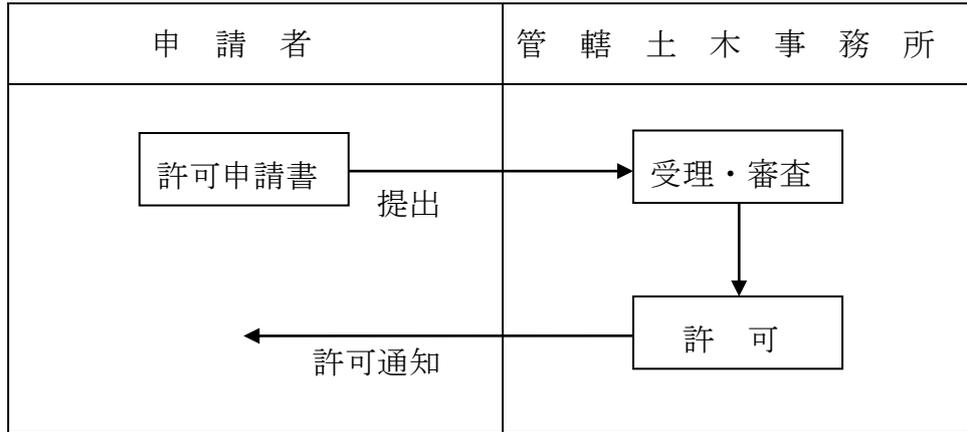


4 急傾斜地崩壊危険区域における行為制限

令和7年4月1日現在

<p>根拠法令</p>	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(第7条)</p>	<p>担当課 担当係</p>	<p>砂防・災害対策課 総務管理係 0742-27-7513</p>									
<p>制度の概要</p>	<p>急傾斜地崩壊危険区域内において一定の行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p>											
<p>目的</p>	<p>土砂（崩れ）災害の発生を防止するため、指定された区域内で行う一定行為を知事の許可制とし、一定以上の安全基準の確保を図ることとしている。</p>											
<p>対象地域</p>	<p>急傾斜地崩壊危険区域 崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするために、一定行為を制限する必要がある土地の区域で知事が指定した区域 ※ 行為をする土地が、急傾斜地崩壊危険区域かどうかの確認は、奈良県庁HP内「奈良県災害リスク情報システム」で確認が必要。当該システムを見ても、区域に近接する等で確認が必要な場合は、奈良スーパーアプリの申請フォームより問合せが可能。</p>											
<p>規制内容</p>	<p>急傾斜地崩壊危険区域内で一定行為（※）をする場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可が必要 ※一定行為の例 1 水を放流し、又は停滞させる行為等水のしん透を助長する行為 2 急傾斜地崩壊防止施設以外の一定の施設又は工作物の設置、改造 3 のり切り、切土、掘さく又は盛土 4 立竹木の伐採</p>											
<p>許可等の基準</p>	<p>申請に係る行為内容が、当該急傾斜地崩壊危険区域の現況から判断して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。</p>											
<p>手続のフロー図</p>	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による行為許可申請</p> <p>1 申請先等</p> <table border="1" data-bbox="392 1424 1410 1666"> <thead> <tr> <th data-bbox="392 1424 874 1464">区 域</th> <th data-bbox="874 1424 1114 1464">受 付</th> <th data-bbox="1114 1424 1410 1464">審査・許可権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="392 1464 874 1626">各土木事務所管内の急傾斜地崩壊危険区域における1歳未満の一定の行為</td> <td data-bbox="874 1464 1114 1626">管轄 土木事務所</td> <td data-bbox="1114 1464 1410 1626">管轄 土木事務所長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1626 874 1666">上 記 以 外</td> <td data-bbox="874 1626 1114 1666">管轄土木事務所</td> <td data-bbox="1114 1626 1410 1666">知事(砂防・災害対策課)</td> </tr> </tbody> </table>			区 域	受 付	審査・許可権者	各土木事務所管内の急傾斜地崩壊危険区域における1歳未満の一定の行為	管轄 土木事務所	管轄 土木事務所長	上 記 以 外	管轄土木事務所	知事(砂防・災害対策課)
区 域	受 付	審査・許可権者										
各土木事務所管内の急傾斜地崩壊危険区域における1歳未満の一定の行為	管轄 土木事務所	管轄 土木事務所長										
上 記 以 外	管轄土木事務所	知事(砂防・災害対策課)										

2 土木事務所处理



3 砂防・災害対策課处理

